

【計算式】
保険料納付分1/4×本人負担分1/2+国庫負担分1/2=5/8
つまり、5/8月分として将来の年金額に反映されるということです。

さらに、年金の支給限度は480月までですので、そのからみも出てきて複雑極まりない計算になってゆきます。

どうか、社会保険庁さん、どうか間違えないでくださいねと神頼みの心境です。

しかし、景気が回復してきたというものの、大企業はともかく、中小企業では春いまだですとおっしゃる事業主さんが多いです。
厚生年金保険料の半額負担をそれぞれしている会社員の方、そして事業主さんも、そんなに国民年金の免除をするのなら、苦しい事業所の基礎年金部分の免除制度も考えてよ！といいたくなりますよね。
せめて、60歳以降も働いておいでで、老齢の受給権をお持ちの方の厚生年金保険料だけでももう少し安くしてほしいです。

★年金トピックス～年金基礎知識～その17～

国民年金は厚生年金に比べ定額の保険料ですので、年金額の計算も比較的簡単でした。ですので、国民年金の年金額の計算ミスというのはそんなにはなかったのです。

今回上記の免除制度の問題を取り上げたのは、厚生年金の加給年金額の対象者がいるにもかかわらず、加給年金を加算していなかったり、加給年金の加算対象から外れているのに加算を続けたりというミスが相次ぎ、社会保険庁のHPでお詫びと経過説明が掲載されていたことから、私自身が不安になったためです。

加給年金額のミスについては、自分の年金に後付されるものですから、ミスも発見しやすいのですが、複雑になる国民年金の多段階免除制度で、自分の受け取っている国民年金が果たして正しい金額なのかどうか不安になる人も多いのではと思います。

自分の保険料の納付履歴をしっかり残して置かれることを、これから免除制度を利用なさる方も含めて国民年金の保険料納付者にはお勧めしたいと思います。

~~~~~編集後記~~~~~

先日、通勤の道端で露草を見つけました。  
ピュアブルーと黄色のコントラストの美しさに  
涼しさを感じて、癒されました。  
涼しさをご馳走の夏はもうすぐですね。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
